

平成30年9月  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第118号の概要

## (国民生活基礎調査の変更)

# 1 調査の概要（現行）

## 調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、同省が所管する各種調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備する。

## 調査の概要

調査の沿革	昭和61年を初回として3年ごとに大規模調査を、その中間年には簡易調査を実施。 平成31年（2019年）調査は12回目の大規模調査	
調査範囲及び報告者数	<p>▶ 全国の世帯及び世帯員</p> <p><b>【大規模調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>世帯票・健康票 約27万7,000世帯（約68万8,000人）</li><li>介護票 約6,000人</li><li>所得票・貯蓄票 約5万世帯（約12万5,000人）</li></ul> <p><b>【簡易調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>世帯票 約5万5,000世帯（約13万8,000人）</li><li>所得票 約1万3,000世帯（約3万1,000人）</li></ul>	<p>調査票及び調査事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ <b>世帯票</b>：世帯及び世帯員に関する基本的事項（簡易調査では調査事項を縮減）</li><li>▶ 健康票：世帯員の健康状態等</li><li>▶ 介護票：世帯員のうち要介護者の状態等</li><li>▶ 貯蓄票：世帯の貯蓄状況等</li><li>▶ <b>所得票</b>：世帯員の所得状況等（大規模調査・簡易調査共通）</li></ul>
調査時期	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 世帯票、健康票及び介護票 ⇒ 6月の第1又は第2木曜日</li><li>▶ 所得票及び貯蓄票 ⇒ 7月の第2又は第3木曜日</li></ul>	
調査組織	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 世帯票・健康票・介護票 ⇒ 厚生労働省 — 都道府県 —— 保健所 — 指導員 — 調査員 — 報告者（世帯）     └ 保健所設置市 ─┘     特別区</li><li>▶ 所得票・貯蓄票 ⇒ 厚生労働省 — 都道府県 —— 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 報告者（世帯）     └ 市・特別区及び福祉 ─┘     事務所を設置する町村</li></ul>	
集計事項及び結果公表	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 各調査票から得られた調査結果（例 世帯票：年次推移、住居の状況、平均世帯・平均有業人員、家計支出の状況等）     ⇒ 調査実施翌年の7月頃から順次公表</li></ul>	

## 2 調査結果の利活用状況

### 行政施策上の利用

- **健康増進・疾病対策関連**  
健康日本21（第二次）（健康増進法（平成14年法律第103号）第7条の規定に基づき策定）及びがん対策推進基本計画（がん対策基本法（平成18年法律第98号）第9条の規定に基づき策定）における目標値の設定及びその達成状況の評価に利用〔がん検診の受診率、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合等〕
- **年金保険制度関連**  
社会保障審議会年金部会の検討資料として利用〔高齢者世帯の所得分布、65歳以上の者のいる世帯数・構成割合〕
- **少子・高齢化対策関連**  
社会保障審議会少子化対策特別部会及び医療保険部会等の検討資料として利用〔児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合等〕
- **介護保険制度関連**  
社会保障審議会介護給付費分科会及び介護保険部会の検討資料として利用〔要介護度別の経年変化や高齢者の所得状況〕
- **低所得者対策関連**  
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条の規定に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」における子供の貧困に関する指標として利用〔子供の貧困率等〕

### 他の統計調査への利用

- 厚生労働省が所管する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用

### 地方公共団体による利用

- 地方公共団体における住民の健康調査等の実施や統計年報等の作成の際、単位区別世帯名簿及び調査票情報を利用

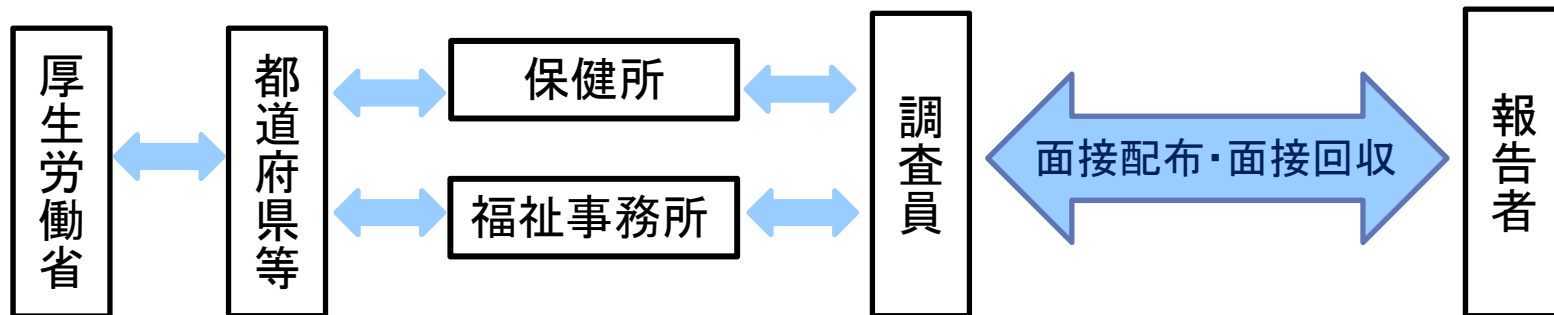
回収率の向上及び非標本誤差の縮小の観点から調査方法の見直しを、また、行政ニーズへの対応及び報告者負担の軽減の観点から調査事項の見直しを計画<調査事項の変更は平成31年（2019年）に実施する大規模調査から、調査方法の変更は平成32年（2020年）に実施する簡易調査から適用>

### 3 調査計画の変更（1） - 調査方法の変更

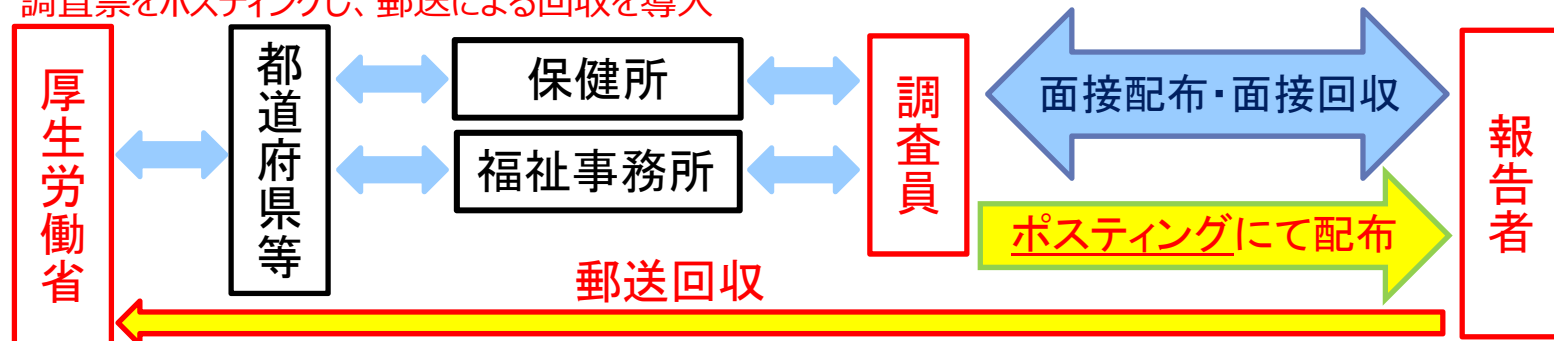
◆ 回収率向上等の観点から、面接配布不能世帯を対象とした郵送による調査票回収方法の導入<平成32年（2020年）に実施する簡易調査から導入>

○ 調査票の回収方法について、従来の調査員による回収を基本としつつ、調査票提出期限まで面接配布不能の世帯を対象とし、郵送による調査票回収を導入

【現行】



【変更後】 上記の【現行】の調査方法を基本としつつ、調査票提出期限までに面接配布が不能な場合に限り、調査票をポストイングし、郵送による回収を導入



### 3 調査計画の変更（2） – 調査事項の主な変更①

#### ◆ 施策への活用が困難であるため、選択肢を削除〈世帯票〉

- 「教育」の状況に係る調査事項の選択肢である「特別支援学校・特別支援学級」については、捕捉率が低く、政策等へ活用が困難なため、削除

#### 【教育の状況】

表面の世帯員番号と同じ列に記入してください。

(世帯員番号)	01	02	03
<b>1 5 歳 以上 の 方 に つ い て お 答 え く だ さ い 。</b>			
<b>質問10 教育</b> 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 ・予備校などはここでいう学校には含めません。 ・「1」小学・中学又は「2」高校・旧制中」に○をつけた方で「1」特別支援学校・特別支援学級に在学中又は卒業した方は「1」に○をつけてください。	1 在学中 2 卒業 3 在学したことがない	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 1 特別支援学校・特別支援学級	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 1 特別支援学校・特別支援学級
	1 在学中	1 小学・中学	1 小学・中学
	2 卒業	2 高校・旧制中	2 高校・旧制中
	3 在学したことがない	3 専門学校	3 専門学校

表面の世帯員番号と同じ列に記入してください。

(世帯員番号)	01	02	03
<b>1 5 歳 以上 の 方 に つ い て お 答 え く だ さ い 。</b>			
<b>質問10 教育</b> 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。	1 在学中 2 卒業 3 在学したことがない	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院	1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院
	1 在学中	1 小学・中学	1 小学・中学
	2 卒業	2 高校・旧制中	2 高校・旧制中
	3 在学したことがない	3 専門学校	3 専門学校

# 3 調査計画の変更（2） – 調査事項の主な変更②

## ◆ 行政ニーズに対応した調査項目の追加 <健康票>

### ○ 健康食品による健康被害に対する規制の見直しのため、健康食品の摂取状況を把握

質問8 あなたは現在、サプリメントのような健康食品（健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む、錠剤、カプセル、粉末状、液状などに加工された食品）を食べたり、飲んだりしていますか。

1 はい      2 いいえ

※「サプリメントのような健康食品」に含まれるもの、含まれないものの例については、「記入のしかた」の35～36ページをご参照ください。

### ○ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を踏まえ、①過去1年間における子宮がん及び乳がん検診の受診状況の項目の削除、②過去2年間における胃がん検診の受診状況に係る項目を追加

質問16 あなたは過去1年間に、下記の5つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(胃がん) 胃がんによる内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
肺がん検診(肺がん) 肺がんによる胸部X線撮影(レントゲン)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ
子宮がん(子宮頸がん) 検診(子宮の細胞診検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
乳がん検診(乳房) 乳房X線撮影(マンモグラフィ)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせ 2 市区町村からのお知らせ 3 その他

削除



※ 質問17、質問18、質問19のがん検診については、健診等(健康診断、健康診査及び人間ドック)の中で受診したのも含まれます。

質問17 あなたは過去1年間に、下記の3つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(胃がん) 胃がんによる内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他
肺がん検診(肺がん) 肺がんによる胸部X線撮影(レントゲン)検査など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他

追加

質問18 あなたは過去2年間に、胃がん検診を受けましたか。また、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(胃がん) 胃がんによる内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)	どのような機会に検診を受けましたか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。
1 受けなかった      2 受けた	1 市区町村が実施した検診 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 3 その他



## 4 前回答申時の課題への対応状況

### 今後の課題

### 対応状況：指摘を踏まえた対応等

#### (1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

- ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証
- イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討
- ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討

有識者で構成する「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」における検証・検討結果等を踏まえ、以下のとおり対応。

- ア 本調査と国勢調査の調査対象世帯の属性等を比較・検証した結果、都市部の単独・若年世帯の捕捉率が低いという、従来から推計数ベースで把握していたことと同様の結果を確認
- イ 無回答世帯の補正方法について、調査年次を変えて改めて幾つかの方法により試算したが、有効な方法は見当たらず、推計人口を用いた比推定により世帯数と世帯人員を推計する現行の推計方法が適当と判断。
- ウ 平成29年に実施した面接不能世帯を対象とする郵送回収導入に係る試験調査の結果を踏まえ、調査票提出期限ぎりぎりまで調査員が訪問しても面接不能な場合にのみ郵送回収を導入。なお、自治体への十分な周知期間が必要なため、平成32年（2020年）に実施する簡易調査から導入。

#### (2) 調査業務の効率化のための検討について

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討することが必要。  
また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意することが必要。

- ・ 平成22年国勢調査と平成27年国民生活基礎調査準備調査の地区別世帯数を比較すると、両調査の世帯数に乖離が生じており、準備調査等を実施せず、機械的に調査単位区の設定を行った場合、所得票調査時の世帯数との乖離が生じ、本来想定した世帯数が確保できず、精度確保が困難。
- ・ このため、調査員が現地に赴き世帯数を確認の上で単位区設定を行う準備調査を引き続き実施。

#### (3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

- ① 抽出方法
- ② 調査方法等
- ③ 推計方法
- ④ 結果精度に関する情報
- ⑤ その他本調査結果の利用に資する情報

- ・ 左記のうち、④の「地域区分別等の回収率、有効回答率等」以外については、厚生労働省ウェブページ上に掲載済み。
- ・ なお、④の「地域区分別等の回収率、有効回答率等」については、掲載の可否等を検討中。

## 5 想定される主な論点

- ◆ 平成29年に実施した試験調査における郵送回収による回収状況や記入状況等の検証結果は、どのようになっているか。  
今回の郵送回収の導入は、当該検証結果における課題等を踏まえ、適切に対応するものとなっているか。  
平成31年（2019年）に実施する大規模調査から、郵送回収を導入する余地はないか。
- ◆ 追加・変更される調査事項については、行政ニーズや利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。  
また、社会経済情勢の変化や報告者負担の観点から、更なる見直しの余地はないか。
- ◆ 前回答申時の課題について、具体的にどのような検証・検討が行われたのか。当該検証・検討結果等を踏まえ、課題への対応状況については、必要かつ適切なものとなっているか、更なる取組の余地はないか。